

沼津市明治史料館長寿命化設備更新調査等業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

沼津市明治史料館は、昭和 59 年 10 月に開館し、40 年以上が経過している博物館である。経年により老朽化及び機能低下が顕著となっていることから、耐久性を高めるとともに、機能・性能を向上させ施設の長寿命化を図るため、設備更新調査等業務を委託により実施し、個別施設計画に基づく改修計画（令和 9 年度から令和 18 年度まで）及び維持管理のための修繕計画（令和 19 年度から令和 28 年度まで）を策定する。

2 業務概要

- (1) 業務名称 沼津市明治史料館長寿命化設備更新調査等業務委託
- (2) 業務内容 「沼津市明治史料館長寿命化設備更新調査等業務委託公募仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日～令和 8 年 2 月 28 日
- (4) 提案限度額 9, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 事務局

沼津市 教育委員会事務局 文化振興課 沼津市明治史料館
〒410-0051 静岡県沼津市西熊堂 372-1
担 当 木口・高見
電 話 055-923-3335 FAX 055-925-3018
E-mail cul-meiji@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、プロポーザルに参加する資格を有しない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等である者又はこれらと密接な関係を有する者

- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者
- (6) 平成 27 年度以降、国及び地方公共団体が発注する同種業務（公共施設の長寿命化計画、個別施設計画、マネジメント等に係る計画策定業務）の受注実績を有しない者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

5 契約候補者選定スケジュール

No.	内 容	期 日
1	公募開始（市ホームページ掲載）	令和 7 年 5 月 14 日(水)
2	質問受付（電子メール・FAX）	令和 7 年 6 月 3 日(火)午後 4 時 30 分まで
3	質問回答（市ホームページ掲載）	令和 7 年 6 月 5 日(木) 午後 5 時まで
4	プロポーザル参加申込書及び企画提案書の提出	令和 7 年 6 月 14 日(土) 午後 4 時 30 分必着
5	プロポーザルへの参加承認の通知	令和 7 年 6 月 18 日(水)午後 1 時まで
6	選考会	令和 7 年 6 月 25 日(水)予定
7	選定結果の通知	令和 7 年 6 月 30 日(月)予定
8	契約締結	令和 7 年 7 月上旬 予定

6 質問受付・回答

本業務委託の内容等についての質問は、次のとおり受け付ける。

- (1) 質問期間 令和 7 年 6 月 3 日(火) 午後 4 時 30 分まで
- (2) 提出先 事務局（沼津市明治史料館）
- (3) 提出方法 電子メール・FAX（様式任意）により提出する。
- (4) 回答方法 令和 7 年 6 月 5 日（木）午後 5 時までに、質問者匿名にて市ホームページに掲載する。

7 プロポーザル参加申込書及び企画提案書の提出

プロポーザル参加申込書及び企画提案書を提出する者は、次の各号に掲げる事項に従って行う。

- (1) 提出期間 令和 7 年 6 月 14 日(土) 午後 4 時 30 分まで

(2) 提出書類

	提出書類	様式	部数	備考
ア	参加申込書	様式 1	1 部	
イ	同種業務実績表	様式 2	6 部	平成 27 年度以降、国及び地方公共団体の発注する同種業務の受注実績及び地域への社会貢献活動実績を記載すること。
ウ	会社概要	様式任意	1 部	パンフレット可
エ	暴力団又は暴力団員ではないこと等に関する表明・確約書	様式 3	1 部	
オ	登記簿謄本等		1 部	<ul style="list-style-type: none"> ・法人登記している事業者は、履歴事項全部証明書の写し ・個人事業者は、代表者の身分証明書の写し
カ	財務諸表		1 部	<ul style="list-style-type: none"> ・法人登記している事業者は直近事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 ・個人事業者は確定申告書等
キ	納税証明書 ※市内に本社又は営業所のない事業者は国税納税証明書のみ提出		各 1 部	課税のあるもののみ提出。 ①沼津市税納税証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・法人登記している事業者は、法人市民税納税証明書（最新のもの） ・個人事業者は市県民税納税証明書（最新のもの） ②沼津市固定資産税納税証明書（最新のもの） ③国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について） <ul style="list-style-type: none"> ・法人登記している事業者は「その 3」又は「その 3 の 3」 ・個人事業者は「その 3」又は「その 3 の 2」
ク	使用印鑑届兼委任状	様式 5		

ケ	企画提案書提出届	様式6	1部	
コ	企画提案書	様式任意 A4判 10ページ以内 縦横自由	簡易製本 (長辺綴じ) 6部	企画提案書作成要領(別紙1)にある提案依頼事項については全て記載すること。また、作成した箇所には「項目番号」を記載すること。事業者が特定できる表現はしないこと。
サ	工程表	様式7	6部	
シ	実施体制調書	様式8	6部	
ス	管理技術者業務実績調書	様式9	1部	
セ	担当技術者業務実績調書	様式10	1部	
ソ	見積書	様式任意	1部	

※ 証明書等の発行日は、申請日から起算して3か月以内のものとする。

※ 沼津市入札参加資格者名簿に登載されている者は、上記エ、オ、カ、キ、クの提出を省略できる。

(3) 資料の閲覧

ア 閲覧可能な資料

企画提案書等の作成に当たっては、次の資料を閲覧できる。

- ・沼津市明治史料館建築主体及び設備工事図面(市ホームページでも公開)
- ・沼津市明治史料館に係る各設備保守点検業務委託報告書 ほか

イ 閲覧場所

事務局(沼津市明治史料館)

ウ 閲覧期間

令和7年6月14日(土)までの休館日(月曜日及び祝日の翌日)を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

8 プロポーザルへの参加承認及び選考会の開催等

(1) プロポーザルへの参加承認の通知

企画提案書等の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。なお、令和7年6月18日(水)午後1時までには通知がない場合は、同日の午後4時30分までに事務局へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、その理由の説明を求めることができる。

(2) 選考会

ア 開催日 令和7年6月25日(水)

イ 開催場所 沼津市民文化センター 第3会議室（御幸町 15-1）

ウ 審査主体 沼津市明治史料館長寿命化設備更新調査等業務委託契約候補者選定委員会

（3）参加辞退

参加を辞退するときは、参加辞退届（様式4）を提出する。

9 選定の方法

選定は、あらかじめ設定した選定基準（別紙2）に基づき、各選定委員が評価した合計点を平均した点数が、満点の6割以上となる選考会参加者のうち、総合評価で最高得点となった者を契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）として、及び2番目に得点が高かった者を次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」という。）として選定する。なお、合計点と同じ場合は出席委員の多数決で決定し、可否同数の時は委員長が決定する。

10 選定結果の通知及び公表

契約候補者選定後、すみやかに市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、その理由の説明を求めることができる。

11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （1）「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき。
- （2）提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- （3）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正な行為があったと市長が認めたとき。

12 契約

市は、契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約候補者の提案をもとに契約時に再度精査するものとする。

選定された事業者が「11 参加者の失格」に該当することとなった場合は、契約を締結しない。この場合は、次点者と協議するものとする。

なお、契約書は、市ホームページに掲載されている「沼津市業務委託契約約款」を含めるため、事前に確認しておくこと。

13 契約締結後の措置

契約者は、市との協議のもと、すみやかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程等）を作成し、市の承認を得る。

14 その他

- (1) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は、一切返却しない。
- (4) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとする。登録のない者については、契約の権限を有する代表者名を記名し、参加申込時に提出する使用印鑑届と同じ印鑑で押印するものとする。ただし、7（2）エ「暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書」、ク「使用印鑑届兼委任状」については、法人（本社）代表者実印の押印を必須とする。
- (6) 下記別途工事が同時期に施工となるため、各工事担当者及び監督職員と連絡を密に取合い工程に支障のないようにすること。
「令和7年度 沼津市明治史料館 長寿命化屋根改修等工事」